

外国語早期教育推進特区

都道府県名：

埼玉県

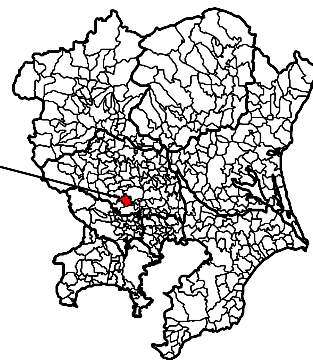
申請主体名：

狭山市

区域の範囲：

狭山市の全域

狭山市



特区の概要：

「外国語を話せる市民の育成」を推進する狭山市において、外国人や海外での生活経験が豊富で外国語の堪能な民間人等を教師として任用し、小学校の授業に外国語の授業を導入することにより、市民の国際感覚や異文化の理解を醸成し、世界に目を向けたまちの実現を図る。

適用される規制の特例措置：

・特区研究開発学校の設置（教育課程の弾力化）

